豊中市立中学校・義務教育学校　部活動指導員・部活動指導協力者　登録申請書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録区分 | □新規　□更新　□変更 | 申請年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 登録種別 | □部活動指導員　　　　□部活動指導協力者　　　□両方 |
| フリガナ |  | 生年月日 | 年　　　月　　　日　　　歳 |
| 名　前 |  | 現住所 | 〒 |
| T E L |  | E-mail |  |
| 職　業 | □会社員　　□学生　　□公務員　　□自営業　　□その他（　　　　　　　　　） |
| 教員歴の有無 | □有　　□無 | 学生の場合 | 大学　　　　　学部　　年 |
| 指導可能種目 | 1 | 2 | 3 |
| 指導可能時間帯※可能な時間帯に〇をつけてください |  | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
| 午前 |  |  |  |  |  |  |  |
| 午後 |  |  |  |  |  |  |  |
| 備考 |
| 志望動機 |  |

|  |
| --- |
| 学歴（最終学歴から記載）・職歴・ボランティア歴　※上から古い順に記載 |
| 期間（自） | 期間（至） | 履歴事項 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |

|  |
| --- |
| 競技種目等の活動歴・指導歴　※上から古い順に記載 |
| 期間（自） | 期間（至） | 所属団体・学校・種目等 | 指導内容・関わり方等 |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |  |
| 年　　月　　日 | 年　　月　　日 |  |  |
| 指導競技種目・指導分野にかかる資格 |
|  |

【登録に際しての留意事項】

　・登録された全ての方が、部活指導員または部活動指導協力者として配置されるとは限りません。

　・営利目的の登録は認めません。

　・政治的、宗教的中立性を保ち活動に従事すること。

　・ご提出いただいた登録書は返却できません。

　・登録情報は、豊中市立中学校・義務教育学校で活動する人材の紹介の範囲内で利用いたします。

（この登録申請書に記載の個人情報を学校と共有することがあります。）

**※部活動指導員を希望される方は下記もご記入ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 該当要件 | **※部活動指導員を希望する場合は、次のいずれか当てはまるものに☑してください。**指導する部活動に係る専門的な知識・技能に加え、学校教育に関する十分な理解を有する者で、次のいずれかに該当する20歳以上の者。□教員免許を取得しており、該当する種目等における児童生徒への指導実績を有する者。（学校での顧問経験者等）□公益財団法人日本スポーツ協会又は各競技団体や関係団体等が認定する指導者資格を取得しており、かつ、当該資格に基づく児童生徒への指導実績を有する者。□自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある地域等の人材で、該当する団体や学校の代表・校長等から適格であると推薦された者。【別紙（登録者推薦書）必要　※豊中市立中学校長又は豊中市立義務教育学校長推薦の場合は必要なし】□高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍又は卒業しており、自らが該当する種目等の経験を持ち、児童生徒への指導実績がある人材で、出身学校、専門学校、大学の関係者等から適格であると推薦された者。【別紙（登録者推薦書）必要】 |
| 欠格事項 | **※部活動指導員を希望する場合は、欠格事項にあてはまらないことを確認のうえ、☑してください。（該当する人は登録できません。）****〇地方公務員法第16条（下記参照）に定める欠格事項に該当しません。　□**一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者二 当該地方公共団体（豊中市）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条に規定する罪を犯し、刑に処せられた者四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者**〇学校教育法第9条（下記参照）に定める欠格事項に該当しません。　□**一 禁錮以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日　 から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |